

「工事費内訳書への法定福利費の明示について」

監理課建設業担当

平成 30 年 4 月 1 日以降に茨城県と契約する建設工事については、入札時に提出する工事費内訳書において、法定福利費の明示をお願いします。

1 明示する法定福利費について

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象。
- ・ 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険。

2 法定福利費の計算方法

- (1) 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース（労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出）。

ア 直接工事費の積算において労務費を使用している場合

→当該労務費を使用。

イ 直接工事費の積算において労務費を使用していない場合

→過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて労務費を算出。

- (2) 労務費の算出が困難なケース

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

- (3) 下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

法定福利費 = （下請Aの法定福利費） + （下請Bの法定福利費） + …

工事費内訳書の例

作成日：平成 年 月 日

工事費内訳書

（工事番号） 30-00-000-0-001 （工事名称） ○○工事

（商号又は名称）

（代 表 者 名） 印

工事区分、工種、種別、細別、規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
工事費計					
見積価格(入札書の見積金額)					
消費税相当額					
請負工事費(消費税相当額含む)					

見積価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円

◎医療保険の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項

個人情報保護の観点から医療保険の被保険者証の写しについては、下記を参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出願います。

1 健康保険被保険者証の写しを提出する場合

健康保険被保険者証		本人（被保険者）	00111
		平成26年 6月25日交付	
記号		21700023	番号 21
氏名	キョウカイ 太郎 協会		
生年月日	平成 元年 5月 10日		
性別	男		
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日		
事業所名称	〇〇 株式会社		
保険者番号	01010016		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		

枠の箇所にマスキング
(黒く塗りつぶす等) を施す

2 後期高齢者医療被保険者証の写しを提出する場合

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和2年 7月31日
交付年月日	令和元年 8月 1日
被保険者番号	00000001
姓 名	後期 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
受給開始年月日	平成23年 4月 1日
受給終了日	平成24年 4月 1日
一割負担金の割合	1割
保険者番号	39082011
保険者名称	茨城県後期高齢者医療広域連合

枠の箇所にマスキング
(黒く塗りつぶす等) を施す

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成21年 7月31日
被保険者番号		12345678	
姓 名		氏 名 広城 太郎	
性 別		男	
生 年 月 日		昭和 8年 1月 1日	
受給開始年月日		平成20年 8月 1日	
受給終了日		平成20年 8月 1日	
一割負担金の割合		1割	
保険者番号		39290000	
保険者名称		後期高齢者医療広域連合	

茨城県が発注する建設工事を受注される皆様へ

- 茨城県が発注する建設工事では社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。（建設工事請負契約約款の改正）
- 平成30年4月1日以降に当初契約を締結する建設工事から適用します。

（1）茨城県が発注する建設工事の受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者（社会保険等未加入建設業者）との一次下請契約を原則禁止します。

※ 一人親方の個人事業主など、もともと社会保険等に加入義務がない建設業者との一次下請契約は禁止しません。

（2）例外として、次のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者であっても一次下請契約を締結することができます。

- ① 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工ができない場合や災害の応急・復旧工事などで特別な事情があると発注者が認めた場合
- ② 発注者が指定した期間内に当該社会保険未加入建設業者が未加入であった社会保険等に加入した場合

（3）上記に違反した場合、受注者に対し、以下の措置を行います。

- ① 指名停止
- ② 工事成績の減点

詳しくは茨城県ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/syakaihokennkanyusuisin/syahohtaisaku.html>）でご確認いただくか、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：茨城県土木部監理課
電話029-301-4334

現場代理人及び主任(監理)技術者選定の注意事項

【 注 意 事 項 】

- 国会議員，県議会議員，市町村議会議員，一部事務組合議員である者は常駐義務のある現場代理人にはなれません。
- 同様に，専任を要する主任（監理）技術者にもなれません。

【 理 由 】

議員活動（議会への出席等）により，常時継続的に工事現場に係る職務のみに従事することができないため。

落札者 殿へ

本日 落札した工事の契約にあたり、次の関係書類を提出してください。
原則として、契約日は 入札日当日とし、工期は 入札日の翌日からとする。

一般財団法人茨城県環境保全事業団

請負工事

書 類 名 称	部数	提出期限	提出先	用紙取扱先	摘 要
建設工事請負契約書	2	落札の日から 5日以内 (土日祝日含む)	担当監督員	建設業協会 0293-22-3705	入札通知書で契約保証金が「有」の場合は保証の手続きをとり提出。「無」の場合は契約書の上部余白に捺印を押す。建設リサイクル法適用工事は契約前に関係書類を監督員へ提出して承認を得ること。
現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書(正本)	1	契約締結後 7日以内	担当監督員	建設業協会	工事現場に置く主任技術者又は監理技術者は、1件の契約額が3,500万円以上の場合は、専任でなければならない。
工程表					
建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(掛金収納書)	1	契約締結後 30日以内	担当監督員	建設業協会	契約額500万円以上のとき。 (500万円未満にあっても適正な履行に努めること。)
工事カルテ受領書(CORINS)の写し	1	契約締結後 10日以内	担当監督員		契約額500万円以上のとき。
下請負人通知書	1	下請負人契約 締結後すみやかに	担当監督員	建設業協会	契約額2,500万円以上かつ下請契約500万円以上のとき。

コンサルタント業務委託

書 類 名 称	部数	提出期限	提出先	用紙取扱先	摘 要
建設コンサルタント業務委託契約書	2	落札の日から 5日以内	経理担当	測量業協会	
管理技術者及び照査技術者選(改)任通知書の写し(コピー)	1	契約書提出の日	経理担当		
管理技術者及び照査技術者選(改)任通知書(正本)	1	契約締結後 7日以内	担当監督員	測量業協会	
業務工程表					
業務カルテ受領書(TECRIS)の写し	1	センター登録後 すみやかに	担当監督員		契約額500万円以上のとき。

(注)①500万未満の契約保証金 保証金免除のため工事請負契約書の第4条は、削除のこと。

②前払金は工事の場合4割以内、委託業務の場合3割以内です。